

夫婦共同扶養における被扶養者の認定基準が見直されました

令和3年4月30日、厚生労働省より夫婦共同扶養における被扶養者認定の新たな取り扱い基準を示した通知が発出されました。

今回の通知では、夫婦共同扶養における被扶養者の年間収入について、被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後一年間の収入を見込んだ額」とするという考え方が明確に示されました。

さらに、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の一割以内であれば、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とすること。夫婦の双方またはいずれか一方が共済組合の組合員で、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当やこれに該当する手当の支給が認定されている場合には、「その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない」との見解が示されました。

本通知は、続柄により対象が限定されないことから、認定対象者が子以外にも適用されるとしています。